

|           |  |
|-----------|--|
| 担当課名      | クリーンセンター   |
| 案件名       | 各クレーン点検整備  |
| 案件の概要     | 各クレーンの点検整備を実施する。   |
| 随意契約の種類   | 随意契約   |
| 契約年月日     | 令和 5 年 7 月 31 日  |
| 契約の相手方    | 大栄環境株式会社   |
| 契約金額      | 7,810,000 円（うち消費税 710,000 円）   |
| 契約期間      | 契約を行った日～令和 6 年 3 月 29 日  |
| 随意契約とした理由 | <p>本業務は、各クレーン（ごみクレーン 2 基、粗大クレーン、灰クレーン）の点検整備を実施するものである。</p> <p>労働安全衛生法と同法に基づくクレーン等安全規則により事業者は、年ごとに自主検査を実施する必要がある、それに併せて点検整備を実施する。また本年については、隔年ごとに実施される性能検査を受検する必要がある。</p> <p>事故防止はもちろんのこと、正確なクレーン操作が可能となるように点検整備は必要不可欠なものである。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その点検整備には施設に精通した者による実施でなければならない。また、市民生活に影響が出ないよう、焼却炉の稼働を行いながら点検整備を進めていく必要がある、安全性についても十分な配慮が必要となる。作業員と施設運転管理者とで綿密な打合せを行い、細心の注意を払いながら点検整備を進めていく必要があることから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており点検整備実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p> |